

4

令和2年度

多賀城市各会計予算

多賀城市

目 次

議案第 19 号	令和 2 年度多賀城市一般会計予算	・ ・ ・	1
議案第 20 号	令和 2 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算	・ ・ ・	11
議案第 21 号	令和 2 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・	17
議案第 22 号	令和 2 年度多賀城市介護保険特別会計予算	・ ・ ・	23
議案第 23 号	令和 2 年度多賀城市水道事業会計予算	・ ・ ・	29
議案第 24 号	令和 2 年度多賀城市下水道事業会計予算	・ ・ ・	35

一 般 会 計

議案第19号

令和2年度多賀城市一般会計予算

令和2年度多賀城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,210,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年2月10日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		8,158,047
	1 市民税	3,599,503
	2 固定資産税	3,245,370
	3 軽自動車税	142,763
	4 市たばこ税	496,524
	5 都市計画税	673,887
2 地方譲与税		131,015
	1 地方揮発油譲与税	31,064
	2 自動車重量譲与税	91,531
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	5,010
	5 特別とん譲与税	3,409
3 利子割交付金		5,265
	1 利子割交付金	5,265
4 配当割交付金		16,619
	1 配当割交付金	16,619
5 株式等譲渡所得割交付金		14,314
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,314
6 法人事業税交付金		29,409
	1 法人事業税交付金	29,409
7 地方消費税交付金		1,301,344
	1 地方消費税交付金	1,301,344
8 環境性能割交付金		12,966
	1 環境性能割交付金	12,966
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		26,216
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,216
10 地方特例交付金		68,738
	1 地方特例交付金	68,738
11 地方交付税		4,134,447
	1 地方交付税	4,134,447
12 交通安全対策特別交付金		11,700
	1 交通安全対策特別交付金	11,700

款	項	金 額
13	分担金及び負担金	140,297
	1 負担金	140,297
14	使用料及び手数料	470,813
	1 使用料	381,813
	2 手数料	89,000
15	国庫支出金	4,663,896
	1 国庫負担金	3,335,310
	2 国庫補助金	1,318,714
	3 国庫委託金	9,872
16	県支出金	1,755,693
	1 県負担金	1,122,803
	2 県補助金	497,569
	3 県委託金	135,321
17	財産収入	374,645
	1 財産運用収入	101,957
	2 財産売払収入	272,688
18	寄附金	113,265
	1 寄附金	113,265
19	繰入金	1,225,208
	1 基金繰入金	1,225,205
	2 特別会計繰入金	3
20	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
21	諸収入	668,803
	1 延滞金、加算金及び過料	5,001
	2 市預金利子	110
	3 貸付金元利収入	265,714
	4 受託事業収入	218,910
	5 雑入	179,068
22	市債	867,300
	1 市債	867,300
歳 入 合 計		24,210,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		218,889
	1 議会費	218,889
2 総務費		3,132,888
	1 総務管理費	2,611,586
	2 徴税費	291,239
	3 戸籍住民基本台帳費	134,821
	4 選挙費	21,489
	5 統計調査費	44,489
	6 監査委員費	29,264
3 民生費		9,934,456
	1 社会福祉費	3,528,427
	2 児童福祉費	5,033,748
	3 生活保護費	1,369,856
	4 災害救助費	2,425
4 衛生費		1,560,161
	1 保健衛生費	729,000
	2 清掃費	831,161
5 労働費		60,814
	1 労働諸費	60,814
6 農林水産業費		266,580
	1 農業費	266,048
	2 林業費	197
	3 水産業費	335
7 商工費		336,587
	1 商工費	336,587
8 土木費		2,767,545
	1 土木管理費	113,828
	2 道路橋りょう費	731,728
	3 河川費	6,248
	4 都市計画費	1,781,190
	5 住宅費	134,551

款	項	金額
9	消防費	715,904
	1 消防費	715,904
10	教育費	3,175,266
	1 教育総務費	572,953
	2 小学校費	330,826
	3 中学校費	229,783
	4 社会教育費	1,407,707
	5 保健体育費	633,997
11	災害復旧費	1
	1 災害復旧費	1
12	公債費	1,986,911
	1 公債費	1,986,911
13	諸支出金	1
	1 普通財産取得費	1
14	予備費	53,997
	1 予備費	53,997
	歳 出 合 計	24,210,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡資金の融資に伴う損失補償	令和2年度から 令和9年度まで	当該融資額の1割に相当する額
固定資産税路線価鑑定評価業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	26,488 千円
中小企業者に対する事業資金の融資に伴う損失補償	令和2年度から 令和15年度まで	融資預託額の $\frac{10}{100}$ に相当する額
公共工事に係る中小企業振興資金等の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和5年度まで	当該融資額に対する償還利子の $\frac{40}{100}$ に相当する額
照明設備等借上料	令和3年度から 令和12年度まで	3,420 千円
都市計画道路見直し調査業務負担金	令和3年度から 令和4年度まで	5,720 千円
自動車借上料	令和3年度から 令和7年度まで	8,708 千円
パソコン借上料	令和3年度から 令和7年度まで	130,216 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 29,200	証書借入れ又は 証券発行	年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
景観整備事業	6,000			
公園整備事業	45,200			
道路橋りょう事業	25,500			
公園事業	6,500			
学校施設整備事業	2,700			
文化財整備活用事業	71,100			
臨時財政対策債	681,100			
計	867,300			

国民健康保険特別会計

議案第20号

令和2年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

令和2年度多賀城市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,232,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年2月10日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1	国民健康保険税	1,012,863
	1 国民健康保険税	1,012,863
2	使用料及び手数料	800
	1 手数料	800
3	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
4	県支出金	3,769,005
	1 県補助金	3,769,005
5	財産収入	869
	1 財産運用収入	869
6	繰入金	442,856
	1 他会計繰入金	415,652
	2 基金繰入金	27,204
7	繰越金	2
	1 繰越金	2
8	諸収入	5,604
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,602
	歳 入 合 計	5,232,000

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	67,880
	1 総務管理費	23,380
	2 徴税費	42,362
	3 運営協議会費	416
	4 趣旨普及費	1,722
2	保険給付費	3,671,848
	1 療養諸費	3,229,885
	2 高額療養費	420,452
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	16,809
	5 葬祭費	4,700
3	国民健康保険事業費納付金	1,377,968
	1 医療給付費分	947,591
	2 後期高齢者支援金等分	330,571
	3 介護納付金分	99,806
4	共同事業拠出金	1
	1 共同事業拠出金	1
5	財政安定化基金拠出金	1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6	保健事業費	87,573
	1 保健事業費	87,573
7	基金積立金	869
	1 基金積立金	869
8	公債費	10
	1 公債費	10
9	諸支出金	9,852
	1 償還金及び還付加算金	9,851
	2 繰出金	1
10	予備費	15,998
	1 予備費	15,998
歳 出 合 計		5,232,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
単価契約に係る特定保健指導業務委託	令和3年度	令和3年度予算の範囲内

後期高齢者医療特別会計

議案第 2 1 号

令和 2 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度多賀城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 3 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 509,344
	1 後期高齢者医療保険料	509,344
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 繰入金		120,352
	1 他会計繰入金	120,352
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,253
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
	歳 入 合 計	631,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 8,777
	1 総務管理費	6,724
	2 徴収費	2,053
2 後期高齢者医療広域連合納付金		619,651
	1 後期高齢者医療	619,651
3 諸支出金		1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	1
4 予備費		1,321
	1 予備費	1,321
歳 出 合 計		631,000

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 22 号

令和 2 年度多賀城市介護保険特別会計予算

令和 2 年度多賀城市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 103, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 2 年 2 月 10 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		1,003,061
	1 介護保険料	1,003,061
2 使用料及び手数料		90
	1 手数料	90
3 国庫支出金		869,852
	1 国庫負担金	689,592
	2 国庫補助金	180,260
4 支払基金交付金		1,060,554
	1 支払基金交付金	1,060,554
5 県支出金		568,302
	1 県負担金	530,464
	2 県補助金	37,838
6 財産収入		327
	1 財産運用収入	327
7 繰入金		600,809
	1 他会計繰入金	600,808
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		4,103,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 60,042
	1 総務管理費	9,606
	2 徴収費	2,827
	3 介護認定審査会費	47,141
	4 運営協議会費	468
2 保険給付費		3,754,531
	1 介護サービス等諸費	3,544,229
	2 高額介護サービス等費	104,918
	3 高額医療合算介護サービス等費	12,067
	4 特定入所者介護サービス等費	93,317
3 地域支援事業費		257,554
	1 介護予防事業費	8,340
	2 包括的支援事業・任意事業費	83,596
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	165,618
4 基金積立金		25,058
	1 基金積立金	25,058
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,650
	1 償還金及び還付加算金	2,649
	2 繰出金	1
7 予備費		3,164
	1 予備費	3,164
歳 出 合 計		4,103,000

水 道 事 業 会 計

議案第23号

令和2年度多賀城市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度多賀城市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	24,653戸
(2) 年 間 総 配 水 量	5,741,815 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	15,731 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	264,956千円
イ 配水管改良事業	178,630千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,879,403千円
第1項 営業収益	1,782,508千円
第2項 営業外収益	96,892千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,692,000千円
第1項 営業費用	1,635,961千円
第2項 営業外費用	55,637千円
第3項 特別損失	202千円
第4項 予備費	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額472,146千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,819千円、過年度分損益勘定留保資金205,472千円、当年度分損益勘定留保資金114,902千円及び減債積立金117,953千円で補填する。)

収 入

第1款 資本的収入	208,854千円
第1項 企業債	140,500千円
第2項 他会計負担金	4,300千円
第3項 工事負担金	42,031千円
第4項 水資源開発負担金	2,772千円
第5項 補助金	19,250千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	681,000千円
第1項 建設改良費	444,895千円
第2項 企業債償還金	235,905千円
第3項 予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	千円 140,500	証書借入れ又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 172,349千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当負担金として多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,487千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,926千円と定める。

令和2年2月10日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

下 水 道 事 業 会 計

議案第24号

令和2年度多賀城市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度多賀城市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	62,250人
(2) 年間総処理水量	7,247,858 m ³
(3) 1日平均処理水量	19,857 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 雨水施設整備及び改良工事	802,074千円
イ 汚水施設整備及び改良工事	81,374千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 公共下水道事業収益	3,244,032千円
第1項 営業収益	1,853,414千円
第2項 営業外収益	1,355,617千円
第3項 特別利益	35,001千円
支 出	
第1款 公共下水道事業費用	2,988,948千円
第1項 営業費用	2,729,880千円
第2項 営業外費用	246,464千円
第3項 特別損失	9,275千円
第4項 予備費	3,329千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額962,279千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,007千円、引継金510,908千円及び当年度分損益勘定留保資金332,364千円で補填する。)

	収 入
第1款 資本的収入	1,563,624千円
第1項 企業債	928,500千円
第2項 他会計出資金	92,384千円
第3項 他会計補助金	138,535千円
第4項 工事負担金	1,205千円
第5項 補助金	403,000千円
	支 出
第1款 資本的支出	2,525,903千円
第1項 建設改良費	883,448千円
第2項 企業債償還金	1,638,900千円
第3項 予備費	3,555千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ65,002千円及び80,467千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金 利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	当該融資額に対する 契約利率に相当する額
水洗便所改造資金 損失補償	令和2年度から 令和6年度まで	当該未償還額の1割に 相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 431,800	証書借入れ又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れ資金について、直した後、当該見直し利率)	借入期日の翌日から40年以内均等に償還し、償還条件又は財政の都合を短縮し、繰上償還又は低利にできる。
流域下水道事業	17,600			
資本費平準化債	387,800			
下水道事業債 (特別措置分)	91,300			
計	928,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款公共下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 158,949千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業安定のため、多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、244,025千円である。

令和2年2月10日提出

多賀城市長 菊地 健次郎